

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行条例等の一部を改正する条例案
令和3年(2021年)2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行条例等の一部を改正する条例

(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
条例の一部改正)

第1条 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行条例(平成24年条例第43号)の一部を次のように改正する。

(1) 第10条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努め
なければ」を「講じなければ」に改める。

(2) 第40条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点か
ら、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言
動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより従業者の就業
環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置
を講じなければならない。

(3) 第40条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第40条の2 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時にお
いて、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常
時の体制により早期に業務の再開を図るための計画(以下この条におい
て「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要
な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知す

るとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(4) 第41条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(5) 第42条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(6) 第42条の次に次の1条を加える。

（身体拘束等の禁止）

第42条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 指定居宅介護事業者は、前項ただし書の規定により身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる

措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(7) 第47条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第47条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(8) 第50条及び第50条の4中「第42条」を「第42条第1項」に改める。

(9) 第52条第1項中「前款」を「第4款」に改め、「第39条」の次に「第42条の2」を加え、「第42条」を「第42条第1項」に改め、同条第2項中「前款」を「第4款」に、「第42条」を「第42条第1項」に改める。

(10) 第61条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

(11) 第69条に次の1項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業

環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(12) 第71条に次の1項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

(13) 第72条第3項中「指定療養介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(14) 第73条を次のように改める。

第73条 削除

(15) 第75条第2項第4号中「第73条第2項」を「次条において準用する第42条の2第2項」に改める。

(16) 第76条中「第42条、第43条」を「第40条の2、第42条から第43条まで」に、「第47条」を「第47条の2」に、「第42条中」を「第42条第1項中」に改める。

(17) 第85条の2に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(18) 第 8 9 条第 3 項中「指定生活介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(19) 第 9 1 条中「及び第 2 項」の次に「、第 4 0 条の 2」を加え、「並びに第 7 3 条から第 7 5 条まで」を「、第 7 4 条並びに第 7 5 条」に、「第 4 2 条中」を「第 4 2 条第 1 項中」に、「同項第 4 号中「第 7 3 条第 2 項」とあるのは「第 9 1 条において準用する第 7 3 条第 2 項」と、同項第 5 号及び第 6 号」を「同項第 4 号から第 6 号までの規定」に改める。

(20) 第 9 1 条の 2 の 4 中「及び第 2 項」の次に「、第 4 0 条の 2」を加え、「第 7 3 条から第 7 5 条まで」を「第 7 4 条、第 7 5 条」に、「第 4 2 条中」を「第 4 2 条第 1 項中」に、「同項第 4 号中「第 7 3 条第 2 項」とあるのは「第 9 1 条の 2 の 4 において準用する第 7 3 条第 2 項」と、同項第 5 号及び第 6 号」を「同項第 4 号から第 6 号までの規定」に改める。

(21) 第 1 0 2 条及び第 1 0 2 条の 2 の 3 中「及び第 2 項」の次に「、第 4 0 条の 2」を加え、「、第 7 3 条」を削り、「第 4 2 条中」を「第 4 2 条第 1 項中」に改める。

(22) 第 1 1 2 条中「第 4 1 条」を「第 4 0 条（第 1 項及び第 2 項を除く。）」に、「第 4 2 条」を「第 4 2 条第 1 項」に改める。

(23) 第 1 3 7 条中「及び第 2 項」の次に「、第 4 0 条の 2」を加え、「第 7 3 条から第 7 5 条まで」を「第 7 4 条、第 7 5 条」に、「第 4 2 条中」を「第 4 2 条第 1 項中」に、「同項第 4 号中「第 7 3 条第 2 項」とあるのは

- 「第137条において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。
- (24) 第137条の2の3中「及び第2項」の次に「、第40条の2」を加え、「第73条から第75条まで」を「第74条、第75条」に、「第42条中」を「第42条第1項中」に、「同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第137条の2の3において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。
- (25) 第144条中「第37条第1項及び第2項」の次に「、第40条の2」を加え、「第73条から第75条まで」を「第74条、第75条」に、「第42条中」を「第42条第1項中」に、「同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第144条において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。
- (26) 第144条の2の3中「第37条第1項及び第2項」の次に「、第40条の2」を加え、「第73条から第75条まで」を「第74条、第75条」に、「第42条中」を「第42条第1項中」に、「同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第144条の2の3において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。
- (27) 第146条中第5項を削り、第6項を第5項とする。
- (28) 第147条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。
- (29) 第153条の見出し中「支援」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。
- 2 指定就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。
- (30) 第155条中「及び第2項」の次に「、第40条の2」を加え、「第73条から第75条まで」を「第74条、第75条」に、「第42条中」を「第42条第1項中」に、「同項第4号中「第73条第2項」とあるのは

「第155条において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

(31) 第166条の見出し中「支援」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(32) 第167条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第167条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(33) 第168条中「及び第2項」の次に「、第40条の2」を加え、「第73条から第75条まで」を「第74条、第75条」に、「第42条中」を「第42条第1項中」に、「同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第168条において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

(34) 第173条中「及び第2項」の次に「、第40条の2」を加え、「第73条から第75条まで」を「第74条、第75条」に、「第42条中」を「第42条第1項中」に、「同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第173条において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

(35) 第173条の5中「第35条」の次に「、第40条の2」を加え、「第73条から第75条まで」を「第74条、第75条」に、「第42条中」を「第42条第1項中」に、「同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第173条の5において準用する第73条第2項」と、同項第5号及

- び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。
- (36) 第173条の12の見出し中「支援」の次に「等」を加え、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。
- (37) 第173条の16中「第40条から」の次に「第42条まで、第43条から」を加え、「第42条」を「第42条第1項」に改める。
- (38) 第173条の24中「第40条から」の次に「第42条まで、第43条から」を、「第28条第2項」と、「」の次に「第42条第1項中「第38条」とあるのは「第173条の24において準用する第173条の14」と、「」を加える。
- (39) 第179条に次の1項を加える。
- 6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。
- (40) 第180条中「及び第2項」の次に「、第40条の2」を加え、「第73条から第75条まで」を「第74条、第75条」に、「第42条中」を「第42条第1項中」に、「同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第180条において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。
- (41) 第180条の2の3第4項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改め、「専ら」の次に「当該」を加え、同条第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改める。
- (42) 第180条の2の10中「及び第2項」の次に「、第40条の2」を加え、「第73条から第75条まで」を「第74条、第75条」に改め、「利用者」と」の次に「、第26条第1項中「事項を、指定居宅介護の提供の都度」とあるのは「事項を」と」を加え、「第42条中」を「第42条第1項中」に、「同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第180条

の2の10において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

(43) 第180条の11に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(44) 第180条の12中「及び第2項」の次に「、第40条の2」を加え、「第73条から第75条まで」を「第74条、第75条」に、「第42条中」を「第42条第1項中」に、「同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第180条の12において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

(45) 第181条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

(46) 第188条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

(47) 第189条第3項第4号中エを削り、オをエとする。

(48) 第191条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「オ並びに」を「エ並びに」に改める。

(49) 第211条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

(50) 第220条の見出し中「支援」の次に「等」を加え、同条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設等の従業者は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等の従業者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(51) 第231条に次の1項を加える。

4 指定障害者支援施設等の設置者は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(52) 第231条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第231条の2 指定障害者支援施設等の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等の設置者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設等の設置者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(53) 第233条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設等の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

(54) 第234条第3項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を

活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(55) 第236条に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設等の設置者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(56) 第237条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(次項及び第245条第2項第4号において「身体拘束等」という。)」を「身体拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設等の設置者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(57) 第243条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第243条の2 指定障害者支援施設等の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周

知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(58) 第248条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

(59) 第259条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

(60) 第268条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(61) 第268条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第268条の2 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(62) 第270条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

(63) 第271条第3項中「療養介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなけれ

ば」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- (64) 第272条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この款において「身体拘束等」という。）」を「身体拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(65) 第276条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第276条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための

研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(66) 第288条の2の見出し中「支援」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(67) 第309条中第7項を削り、第8項を第7項とする。

(68) 第310条第2項中「第6項まで及び第8項」を「第7項まで」に改める。

(69) 第313条の見出し中「支援」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(70) 第321条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第321条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(71) 第328条の見出し中「支援」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就

労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(72) 第336条第1項中「及び第7項」を削り、同条第2項中「第8項」を「第7項」に改める。

(73) 第339条第4項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

(74) 第349条の次に次の2条を加える。

(勤務体制の確保等)

第349条の2 地域活動支援センターの設置者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターの設置者は、当該地域活動支援センターの従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターの設置者は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第349条の3 地域活動支援センターの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターの設置者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(75) 第350条に次の1項を加える。

3 地域活動支援センターの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

(76) 第351条第2項中「設置者等は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該地域活動支援センターにおいて、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(77) 第354条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第354条の2 地域活動支援センターの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(78) 第357条第4項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

(79) 第365条の次に次の2条を加える。

(勤務体制の確保等)

第365条の2 福祉ホームの設置者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームの設置者は、当該福祉ホームの従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームの設置者は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第365条の3 福祉ホームの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームの設置者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(80) 第366条に次の1項を加える。

3 福祉ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

(81) 第367条第2項中「設置者等は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該福祉ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該福祉ホームにおいて、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(82) 第370条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第370条の2 福祉ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(83) 第374条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

(84) 第380条第3項第4号中エを削り、オをエとする。

(85) 第381条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「オ並びに」を「エ並びに」に改める。

(86) 第388条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

(87) 第397条の見出し中「支援」の次に「等」を加え、同条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設の従業者は、就労移行支援の提供に当たっては、利用

者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

- 4 障害者支援施設の従業者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(88) 第407条に次の1項を加える。

- 4 障害者支援施設の設置者は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(89) 第407条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第407条の2 障害者支援施設の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設の設置者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 障害者支援施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(90) 第409条に次の1項を加える。

- 3 障害者支援施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

(91) 第410条第3項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(92) 第412条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設の設置者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(93) 第416条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第416条の2 障害者支援施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(94) 附則第1条中「公布の日」の次に「(以下「施行日」という。)」を加え

る。

(95) 附則第13条第1項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(札幌市児童福祉法施行条例の一部改正)

第2条 札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 看護職員 保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。

(2) 第6条第4項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

(3) 第8条第1項第1号中「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「児童指導員等」という。）」を「又は保育士」に、「児童指導員等の」を「児童指導員又は保育士の」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、当該医療機関等の看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。以下同じ。）を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。）を行う場合
- (4) 第8条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号の児童指導員等」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「児童指導員等」を「児童指導員又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

- (5) 第9条第2項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが

不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、当該医療機関等の看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
 - (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
- (6) 第9条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。
- 6 第3項に規定する場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- (7) 第9条第4項中「第2項」の次に「及び第3項」を加え、「当該従業者の」を「当該従業者については、その」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、「次に掲げる従業者」の次に「(第2項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。)」を加え、同項に次の1号を加える。
- (3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けことが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数
- (8) 第9条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、

当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(9) 第30条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

(10) 第41条に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(11) 第41条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(12) 第43条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

(13) 第44条第3項中「指定児童発達支援事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及び

まん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(14) 第46条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(15) 第47条第1項中「行為（）」の次に「以下」を加え、同条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(16) 第48条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(17) 第57条の2の4中「第46条」を「第46条第1項」に改める。

(18) 第57条の3第1項第1号中「児童指導員等」を「児童指導員又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

(19) 第57条の6中「第46条」を「第46条第1項」に改める。

(20) 第65条中「第46条中」を「第46条第1項中」に改める。

(21) 第67条第1項第1号中「児童指導員等」を「児童指導員又は保育士」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、当該医療機関等の看護職員を当該指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

(22) 第67条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号の児童

指導員等のうち、」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「児童指導員等」を「児童指導員又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

(23) 第71条中「第46条」を「第46条第1項」に改める。

(24) 第71条の2の見出しを削り、同条中「第46条」を「第46条第1項」に改める。

(25) 第71条の2の2中「第55条から第57条」の次に「まで」を加え、「、第4項及び第6項」を「及び第5項」に、「第46条」を「第46条第1項」に、「第67条第4項中「第1項第1号及び第2項」とあるのは「第1項第1号」と、第57条の8」を「第57条の8」に、「第67条第4項中「第1項第1号及び第2項」とあるのは「第1項第1号」と、第70条第3項」を「第67条第5項中「第1項第1号及び第2項」とあるのは「第1項第1号」と、第70条第3項」に改める。

(26) 第71条の4第2項中「除く。）で」を「除く。）若しくは大学院において」に、「若しくはこれ」を「、研究科若しくはこれら」に改め、「(以下」の次に「この項において」を加える。

(27) 第71条の10中「第41条」の次に「、第41条の2」を加え、「第46条」を「第46条第1項」に改める。

(28) 第79条中「第30条から」の次に「第33条まで、第35条、第37条から」を、「第41条」の次に「、第41条の2」を加え、「第46条中」を「第46条第1項中」に改める。

(29) 第80条第1項中「、第2項及び第4項」を「から第3項まで及び第5

項」に、「第9条、」を「第9条（第3項及び第6項を除く。）、」に、「「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項」を「同条第3項及び第5項」に、「及び第3項」を「及び第4項」に、「同条第4項中「指定児童発達支援事業所」を「同条第5項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第5項」を「同条第7項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に、「「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項」を「同条第3項及び第5項」に改め、同条第2項中「第8条第5項及び第67条第5項」を「第8条第6項及び第67条第6項」に改める。

(30) 第86条第4項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

(31) 第87条第3項第3号ア(7)中「4. 3」を「4」に改め、同号ア(4)中「障害児である乳幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数」を「障害児の数を4で除して得た数」に、「当該合計数」を「当該数」に改める。

(32) 第104条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

(33) 第118条に次の1項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(34) 第118条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第118条の2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(35) 第120条に次の1項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

(36) 第121条第3項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(37) 第123条に次の1項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(38) 第124条に次の1項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(39) 第125条に次の1項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(40) 第138条中「第123条中」を「第123条第1項中」に、「第115号」を「第115条」に改める。

(41) 第143条の見出し中「非常災害」の次に「対策」を加え、同条第1項中「児童福祉施設の」を「児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第149条の2及び第150条第3項において「障害児入所施設等」という。）を除く。以下この項及び同条第2項において同じ。）の」に改める。

(42) 第143条の次に次の1条を加える。

第143条の2 障害児入所施設等の設置者は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等の設置者は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練、救出訓練その他必要な訓練を定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等の設置者は、少なくとも毎月1回は、前項に規定する訓練のうち避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。

4 障害児入所施設等の設置者は、第2項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

(43) 第149条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第149条の2 障害児入所施設等の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害児入所施設等の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(44) 第150条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 障害児入所施設等の設置者等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(45) 第164条第4項、第173条第3項及び第193条第4項中「除く。」の次に「若しくは大学院」を加え、「若しくはこれ」を「、研究科

若しくはこれら」に改める。

(46) 第203条第3項中「4. 3」を「4」に改め、同条第11項中「乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人」を「児童おおむね4人」に改める。

(47) 第216条第1項中「機能訓練担当職員を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1) 通わせる児童の数が40人以下の場合 栄養士

(2) 調理業務の全部を委託する場合 調理員

(3) 医療機関等との連携により、当該医療機関等の看護職員を当該福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

(4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 看護職員

(5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 看護職員

(48) 第216条第2項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に、「する」を「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同条第6項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同条第7項中「第1項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養

士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員」に改める。

(49) 第225条第3項及び第233条第4項中「、短期大学を除く。）」の次に「若しくは大学院」を加え、「若しくはこれ」を「、研究科若しくはこれら」に改める。

(50) 附則第3条第1項中「及び第3項第1号」を「及び第4項第1号」に、「同条第3項第1号」を「同条第4項第1号」に改める。

(51) 附則第4条第4項中「言語聴覚士及び」を「言語聴覚士、」に、「言語機能訓練担当職員及び」を「言語機能訓練担当職員、」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第4項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（以下「新総合支援法施行条例」という。）第10条第3項、第47条の2（新総合支援法施行条例第50条、第50条の4、第52条、第76条、第91条、第91条の2の4、第102条、第102条の2の3、第112条、第137条、第137条の2の3、第144条、第144条の2の3、第155条、第168条、第173条、第173条の5、第173条の16、第173条の24、第180条、第180条の2の10及び第180条の12において準用する場合を含む。）、第188条第3項、

第243条の2、第248条第3項、第276条の2（新総合支援法施行条例第293条、第299条、第305条、第315条、第330条及び第334条において準用する場合を含む。）、第339条第4項、第354条の2、第357条第4項、第370条の2、第374条第3項及び第416条の2並びに第2条の規定による改正後の札幌市児童福祉法施行条例（以下「新児童福祉法施行条例」という。）第6条第4項、第48条第2項（新児童福祉法施行条例第57条の2の4、第57条の6、第65条、第71条、第71条の2、第71条の2の2、第71条の10及び第79条において準用する場合を含む。）、第86条第4項及び第125条第2項（新児童福祉法施行条例第138条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新総合支援法施行条例第40条の2（新総合支援法施行条例第50条、第50条の4、第52条、第76条、第91条、第91条の2の4、第102条、第102条の2の3、第112条、第137条、第137条の2の3、第144条、第144条の2の3、第155条、第168条、第173条、第173条の5、第173条の16、第173条の24、第180条、第180条の2の10及び第180条の12において準用する場合を含む。）、第231条の2、第268条の2（新総合支援法施行条例第293条、第299条、第305条、第315条、第330条及び第334条において準用する場合を含む。）、第349条の3、第365条の3及び第407条の2並びに新児童福祉法施行条例第41条の2（新児童福祉法施行条例第57条の2の4、第57条の6、第65条、第71条、第71条の2、第71条の2の2、第71条の10及び第79条において準用する場合を含む。）、第118条の2（新児童福祉法施行条例第138条において準用する場合を含む。）及び第149条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新総合支援法施行条例第41条第3項(新総合支援法施行条例第50条、第50条の4、第52条、第112条、第173条の16及び第173条の24において準用する場合を含む。)、第72条第3項、第89条第3項(新総合支援法施行条例第91条の2の4、第102条、第102条の2の3、第137条、第137条の2の3、第144条、第144条の2の3、第155条、第168条、第173条、第173条の5、第180条、第180条の2の10及び第180条の12において準用する場合を含む。)、第234条第3項、第271条第3項(新総合支援法施行条例第293条、第299条、第305条、第315条、第330条及び第334条において準用する場合を含む。)、第351条第2項、第367条第2項及び第410条第3項並びに新児童福祉法施行条例第44条第3項(新児童福祉法施行条例第57条の2の4、第57条の6、第65条、第71条、第71条の2、第71条の2の2、第71条の10及び第79条において準用する場合を含む。)、第121条第3項(新児童福祉法施行条例第138条において準用する場合を含む。)及び第150条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間における新総合支援法施行条例第42条の2第3項(新総合支援法施行条例第50条、第50条の4、第76条、第91条、第91条の2の4、第102条、第102条の2の3、第112条、第137条、第137条の2の3、第144条、第144条の2の3、第155条、第168条、第173条、第173条の5、第180条、第180条の2の10及び第180条の12において準用する場合を含む。)、第237条第3項、第272条第3項(新総合支援法施行条例第293条、第299条、第305条、第315条、第330条及び第334条において準用する場合を含む。)及び第412条第3項並びに新児童福祉法施行条例第47条第3項(新児童福祉法施行条例第57条の2の4、第57条の6、第65条、第71条、第71条の2、第71条の2の2、第

71条の10及び第79条において準用する場合を含む。)及び第124条第3項(新児童福祉法施行条例第138条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(指定児童発達支援事業所の人員に関する基準に係る経過措置)

6 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者である者が指定児童発達支援の事業を行っている指定児童発達支援事業所(次項及び附則第8項において「旧指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。次項において同じ。)については、令和5年3月31日までの間は、新児童福祉法施行条例第8条第1項及び第6項の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の札幌市児童福祉法施行条例(以下「旧児童福祉法施行条例」という。)第8条第1項及び第5項の規定は、なおその効力を有する。

7 旧指定児童発達支援事業所に係る新児童福祉法施行条例第8条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(第7項において「児童指導員等」という。)」と、同条第7項中「児童指導員又は保育士の合計数」とあるのは「児童指導員等の合計数(看護職員の数を除く。)」とする。

8 旧指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)については、令和4年3月31日までの間は、新児童福祉法施行条例第9条第6項の規定は、適用しない。

(基準該当児童発達支援事業所の人員に関する基準に係る経過措置)

9 この条例の施行の際現に旧児童福祉法施行条例第57条の3第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同項に規定する基準

該当児童発達支援事業所における人員の基準については、新児童福祉法施行条例第57条の3の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(指定放課後等デイサービス事業所の人員に関する基準に係る経過措置)

10 この条例の施行の際現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者である者が指定放課後等デイサービス事業を行っている指定放課後等デイサービス事業所(次項において「旧指定放課後等デイサービス事業所」という。)については、令和5年3月31日までの間は、新児童福祉法施行条例第67条第1項及び第6項の規定は適用せず、旧児童福祉法施行条例第67条第1項及び第5項の規定は、なおその効力を有する。

11 旧指定放課後等デイサービス事業所に係る新児童福祉法施行条例第67条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(第7項において「児童指導員等」という。))と、同条第7項中「児童指導員又は保育士の合計数」とあるのは「児童指導員等の合計数(看護職員の数を除く。))とする。

(基準該当放課後等デイサービス事業所の人員に関する基準に係る経過措置)

12 この条例の施行の際現に基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている事業を行う事業所については、令和5年3月31日までの間は、新児童福祉法施行条例第71条の2の2において準用する新児童福祉法施行条例第67条第1項の規定は適用せず、旧児童福祉法施行条例第71条の2の2において準用する旧児童福祉法施行条例第67条第1項及び第6項の規定は、なおその効力を有する。

(指定福祉型障害児入所施設の人員に関する基準に係る経過措置)

1 3 この条例の施行の際現に指定を受けている指定福祉型障害児入所施設における人員の基準については、新児童福祉法施行条例第 8 7 条第 3 項第 3 号ア(7)及び(イ)の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 3 1 日までの間は、なお従前の例による。

(福祉型障害児入所施設の人員に関する基準に係る経過措置)

1 4 この条例の施行の際現に存していた福祉型障害児入所施設における人員の基準については、新児童福祉法施行条例第 2 0 3 条第 3 項及び第 1 1 項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 3 1 日までの間は、なお従前の例による。

(福祉型児童発達支援センターの人員に関する基準に係る経過措置)

1 5 この条例の施行の際現に存していた福祉型児童発達支援センター（新児童福祉法施行条例第 2 1 6 条第 1 項の規定の適用を受けるものに限る。）に係る同条第 2 項の規定の適用については、令和 4 年 3 月 3 1 日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。

(理 由)

指定障害福祉サービス等の人員、設備、運営等に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、本市における当該基準を改めるため、本案を提出する。